

# 世界から見た死刑執行をやめない日本

～国連自由権規約委員会・日本の人権状況審査の報告～



国連欧州本部（ジュネーブ）

10月15日、16日に国連欧州本部（ジュネーブ）人権高等弁務官事務所の会議場で、10年ぶりとなる、自由権規約委員会による第5回日本政府報告書審査（第94会期）がありました。日本政府報告書とNGOから提出された報告書などに基づき、日本も批准している自由権規約に定められた人権の実施状況全般が審査され、具体的な改善が求められます。マスコミもなかなか取り上げない自由権規約についての講演および、ジュネーブで行われた審査の状況の報告などを通じて日本の人権状況や死刑制度について考えます。ぜひともご参加ください。

## 自由権規約について

講演：村上正直さん（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

ジュネーブ報告：秋山映美さん（NPO法人 監獄人権センター）



日時：2009年1月10日（土）午後7時～9時（午後6時30分開場）

場所：ドーンセンター（大阪府立女性総合センター） 5階セミナー室

★京阪天満橋駅・地下鉄谷町線天満橋駅1番出口  
から東へ350m、またはJR東西線大阪城北詰駅  
2号出入口から西へ550m

★大阪府中央区大手前1丁目3番49号  
TEL 06-6910-8500

参加費：500円

申込み：不要



主催：（社）アムネスティ・インターナショナル日本

死刑廃止ネットワークセンター大阪

問合せ：アムネスティ大阪事務所 〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 piaNPO-509

TEL：06-4395-1313 FAX：06-4395-1314

Eメール shihaiamnesty@yahoo.co.jp ホームページ <http://www.amnesty.or.jp/>

2008年10月30日(日本時間31日未明)、自由権規約委員会は第5回日本政府報告書審査に関して最終見解を公表しました。死刑については廃止が強く勧告され、さまざまな懸念が示されました。

「パラグラフ16で自由権規約委員会は「世論の動向にかかわらず、締約国は死刑の廃止を考慮すべきであり、一般世論に対して、死刑を廃止すべきであるということを必要な限り説明すべきである。現段階では、規約6条の2に規定された通り、死刑は最も重大な犯罪のみに厳格に限定すべきである」と日本政府に死刑廃止を検討するよう強く勧告した。そして、世論を言い訳に使うのではなく、死刑を支持する世論に対して死刑を廃止すべきことを率先して説明する責任は政府にあるとした。また、高齢者や精神疾患のある死刑確定者に対しては、人道的配慮を行うべきであり、「恩赦、減刑、執行延期手続などがより柔軟に認められるべきである」と勧告した。死刑執行期日を本人や家族にすら事前に知らせない手続きに対しても改善勧告がなされた。

パラグラフ17では、委員会は「死刑事件に関しては必要的再審査手続きを設けるとともに、再審請求や恩赦の出願がなされている場合には執行停止の措置をとるべきである」と日本政府に対して勧告している。また、NGOからの、再審開始に至るまでは死刑確定者と弁護人との秘密交通権が確保されていないという情報を受けて、委員会は「すべて秘密接見交通が保障されるべきである」と勧告している。」(寺中、秋山)

全文はこちら→<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/hracs94.htm>

## 自由権規約とは・・・

国際自由権規約とは、1966年12月の国連総会で採択され、76年に発効した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」をさします。1948年の世界人権宣言の内容を拘束力のある法規範にするためにつくられた国際条約です。日本は自由権規約を79年6月に批准し、条約はそのまま国内法としての効力をもち、かつ法律より上位にあるので、裁判所は、法律や規則が自由権規約に抵触すれば違法・無効であると判断しなければなりません。自由権規約委員会の審査は5年ごとです。日本の前回の審査は1998年でした。そして、次の審査のために日本政府は2002年に報告書を提出しなければならなかったのですが、結局、日本政府が自由権規約委員会に報告書を提出したのは期限を大幅に超えた2006年12月でした。そのため、審査も大幅に遅れることになり、ようやく10月15日、16日に日本の審査が行われました。

### アムネスティについて

- ・世界人権宣言が守られる社会の実現をめざし、世界中の人権侵害をなくすため、国境を越えて声を上げ続けている国際的な市民運動団体です。
- ・人権の促進「すべての人にすべての権利を」。人権基準の批准、人権保障の促進、人権教育、人権への意識喚起などについて、国内外を問わず活動しています。
- ・良心の囚人の釈放や、拷問および死刑の廃止、政治的殺害や「失踪」、難民などの重大な人権侵害をなくすめに活動しています。
- ・国連や欧州評議会との協議資格を持つNGOであると同時に、世界150カ国180万人のボランティアの会員で構成される不偏不党の人権団体です。
- ・手紙書きなどの誰もが普通にできる草の根の活動を、国際世論の形成につなげていきます。独自の調査で得た情報は厳密に検討され、人権状況の改善に役立つよう、効果的に使われます。そうした調査や運動の中立性を保つため、アムネスティは政治的、宗教的、また財政的に不偏不党の立場を貫きます。調査や活動に対して、いかなる政府からも財政的な援助は受けません。